

平成29年度東広島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣 旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）に即して、平成29年度における東広島市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、市の全ての部局等での物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

4 調達目標

平成29年度の調達目標額は、平成28年度に障害者就労施設等から調達した実績を上回ることを目標とする。

5 調達の推進

（1） 調達の推進体制

障害者就労施設等が提供することができる物品・役務を確認のうえ、市の全ての部局へ情報提供し、できるかぎり障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

（2） 随意契約方式の活用

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

6 調達方針の策定

調達方針の策定については、法第9条第1項の規定に基づき、予算及び事業の予定等を勘案して毎年度定めるものとする。

7 調達実績の公表

調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、実績を取りまとめ公表する。

8 障害者就労施設等について

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設
 - 就労移行支援事業所
 - 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - 生活介護事業所
 - 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - 地域活動支援センター
 - 小規模作業所
- ② 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の特例子会社
- ③ 重度障害者多数雇用事業所
- ④ 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ⑤ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）